第八十五条の二第一項	（略）	（略）
	加入者等の氏名	中途脱退者等（法第九十一条の二十七第一項に規定する中途脱退者等をいう。）の氏名
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第九十八条	第八十五条第一項	第九十一条の三十第二項
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（企業型年金加入者であった者への連合会の説明義務）

第百四条の二十二　令第六十五条の二十の規定により連合会が企業型年金加入者であった者に個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明するときは、確定拠出年金法第五十四条の五第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出の手続その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一～四　（略）

2　法第九十一条の二十七第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第六十五条の二十二の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十四　法第九十一条の二十八第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

2　法第九十一条の二十八第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一・二　（略）

（連合会から移換する積立金の額）

第百四条の二十五　連合会が法第九十一条の二十七第二項又は第九十一条の二十八第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一　（略）

第八十五条の二第一項	（略）	（略）
	加入者等の氏名	中途脱退者等（法第九十一条の二十六第一項に規定する中途脱退者等をいう。）の氏名
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第九十八条	第八十五条第一項	第九十一条の二十九第二項
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（新設）

（積立金の確定給付企業年金への移換の申出等）

第百四条の二十二　法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、事業主等に提出するものとする。

一～四　（略）

2　法第九十一条の二十六第五項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一　（略）

二　令第六十五条の二十一の規定により確定給付企業年金の加入者期間に算入される期間

（積立金の確定拠出年金への移換の申出等）

第百四条の二十三　法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出があったときは、連合会は、当該中途脱退者等に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、企業型記録関連運営管理機関等又は国民年金基金連合会に提出するものとする。

一～三　（略）

2　法第九十一条の二十七第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者等に送付することによって行うものとする。

一・二　（略）

（連合会から移換する積立金の額）

第百四条の二十四　連合会が法第九十一条の二十六第二項又は第九十一条の二十七第二項の規定により資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に移換する積立金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。

一　（略）